

静岡産業大学入学時奨学金貸与規程

(目 的)

第1条 この規程は、静岡産業大学（以下「本学」という。）の入学試験に合格し、入学金を納入した者で、修学の意思があるにもかかわらず、経済的理由により入学時の学費支弁が困難な者（「静岡産業大学外国人留学生規程」第2条（定義）の規定に定める外国人留学生を除く。）に対して、入学時奨学金（以下「奨学金」という。）の貸与を行い、修学を奨励することを目的とする。

(財 源)

第2条 前条の奨学金は、有志の寄付金による静岡県民大化け教育基金（以下「基金」という。）及び返還金をもってこれに充てる。

- 2 基金は、学校法人新静岡学園資金運用規程に準じた運用を行い、その果実は基金に繰り入れるものとする。
- 3 基金及び返還金の管理は、各学部大学事務局総務課において行う。

(資 格)

第3条 奨学金の貸与を申請できる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 本学の入学試験に合格し、入学金を納入した者
 - (2) 静岡県内に在住する者
 - (3) 入学時の学費支弁が困難であると認められる者
- 2 第1項第2号において「静岡県内に在住する者」とは、本人または本人の配偶者若しくは1親等の親族が、申請日現在において引き続き過去1年以上静岡県内に住所を有する者をいう。

(貸与額等)

第4条 奨学金の貸与額は、静岡産業大学学則第30条（納付金の額）に規定する授業料等の2分の1を上限とし、無利子で貸与する。

- 2 奨学金の貸与を受けることができる者（以下「貸与生」という。）は、各学部2名以内とする。

(選考委員会)

第5条 学部長は、貸与希望者がある場合は、貸与生選考委員会（以下「委員会」という。）を設置しなければならない。

2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 各学部長
- (2) 各学部大学事務局次長
- (3) 各学部学務課長
- (4) その他各学部長が認めた者

3 委員会に委員長を置き、学部長をもってこれに充てる。

(申請手続等)

第6条 奨学金の貸与を受けようとする者は、所定の期日までに次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 貸与申請書(様式第1号)
- (2) 入学金納入を証明する書類
- (3) 住民票
- (4) 生計を共にする家族の所得証明書

(選考)

第7条 貸与生は、委員会が書類と面接により選考を行い、学長が決定する。

2 前項により決定した貸与生は、所定の期日までに次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 借用証書(様式第2号)
- (2) 連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書
- (3) 誓約書(様式第3号)
- (4) 口座振込依頼書(様式第4号)

(返還)

第8条 奨学金は、入学後6ヶ月以内に一括で返還しなければならない。

(通知)

第9条 返還期日の1ヶ月前までに奨学金の返還がされていない貸与生に対しては、返還期日、返還の額、返還方法等を通知する。

(督促及び請求)

第10条 貸与生が返還期日までに奨学金を返還しない場合は、本人及び連帯保証人に対し、返還を督促する。

2 前項において奨学金が返還されず、奨学金の返還を確保することが困難であると認め

られた場合は、連帯保証人及び保証人に対し、返還を請求する。

(延滞金)

第11条 貸与生が返還期日までに奨学金を返還しない場合は、延滞金を徴収することができる。

- 2 前項による延滞金の額は、延滞している期間が6ヶ月を超えるごとに、貸与額に対し5%の割合を乗じて計算したものとする。

(返還の強制)

第12条 貸与生またはその連帯保証人及び保証人が、第10条（督促及び請求）において奨学金を返還しない場合は、民事訴訟法及び民事執行法に定める手続により、その返還を確保することができる。

(返還猶予)

第13条 貸与生が災害、疾病またはその他やむを得ない事由により返還が困難な場合は、奨学金の返還を猶予することができる。

- 2 前項に該当する者は、返還猶予を証明する書類を提出しなければならない。
- 3 返還の猶予は、委員会で審議し、学長が決定する。

(返還免除)

第14条 貸与生が死亡または重度の心身障害により返還が不能な場合は、奨学金の返還を免除することができる。

- 2 前項に該当する場合は、連帯保証人または保証人が返還免除を証明する書類を提出しなければならない。
- 3 返還の免除は、委員会で審議し、学長が決定する。

(庶務)

第15条 奨学金に関する選考から返還までの全ての庶務は、当該学部大学事務局学務課が行う。

(改正)

第16条 この規程の改正は、大学協議会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。